

滋賀県介護給付費等負担金交付要綱

(通 則)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第123条および第124条の2第3項の規定に基づく県負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。以下「算定政令」という。）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業)

- 2 この負担金は、次の事業を交付の対象とする。
 - (1) 介護給付費負担事業（介護給付費県負担金）
法の規定に基づき、市町が行う介護給付および予防給付に要する費用の支給事業
 - (2) 低所得者保険料軽減事業（低所得者保険料軽減県負担金）
法の規定に基づき、市町が行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入れ事業

(交付額の算定方法)

- 3 この負担金の交付額は、算定政令の規定により算出するものとする。
ただし、介護給付費負担事業のうち、国民健康保険団体連合会への審査支払の委託に係る経費については、次により算出された額とする。
なお、交付額の算出に当たっては、法第21条第1項の規定による損害賠償金、第22条第1項の規定による徴収金及び加算金、同条第3項の規定による返還金及び加算金、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231号の3第2項の規定による延滞金その他の収入額がある場合は、介護給付及び予防給付に要する費用の額から当該収入額を控除するものとする。

ア 算定政令第1条第1項第2号及び第4号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の17.5に相当する額。

イ 算定政令第1条第1項第1号及び第3号に掲げる費用に係る経費については、審査支払件数に95円以内の額を乗じて得た額の100分の12.5に相当する額。

(交付の条件)

- 4 この負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 負担金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式第1-1(2の(1)の事業)および別紙様式第2-1(2の(2)の事業)による調書を作成するとともに、事業に係る歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ調書および証拠書類を負担金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(当初申請手続)

5 市町は、この負担金の交付の申請を行う場合は、別紙様式第1-2(2の(1)の事業)および別紙様式第2-2(2の(2)の事業)の申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに提出するものとする。

(変更申請手続)

6 市町は、この負担金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、別紙様式第1-3(2の(1)の事業)および別紙様式第2-3(2の(1)の事業)の申請書を5に定める手続きに準じて提出するものとする。

(当初交付決定)

7 知事は、5の規定により市町から交付申請があったときは、これを審査し、交付申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。この場合において、交付の決定を行った年度内に6の規定による変更申請が行われなかったときは、当該交付決定をもって交付の決定を行った会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(変更交付決定)

8 知事は、6の規定による変更交付申請があったときは、これを審査し、変更交付申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に変更交付の決定を行うものとする。この場合において、当該変更交付決定をもって変更交付の決定を行った会計年度における交付額を確定したものとみなす。

(実績報告)

9 市町は、当該年度の事業が完了したとき又は4の(2)により事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときには、別紙様式第1-4(2の(1)の事業)および別紙様式第2-4(2の(2)の事業)による事業実績報告書に関係書類を添えて、知事が定める日までに提出するものとする。

(返還命令および追加交付)

10 知事は、9の規定による実績報告によって交付額に超過額または不足額があると認められたときは、市町に対して返還命令または追加交付を行うこととする。この場合において、返還または追加交付は、交付額に超過額または不足額があると認めた会計年度の予算において対応するものとする。

付 則

1. この要綱は、平成12年6月1日から施行し、平成12年度の負担金より適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の負担金から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月13日から施行し、平成18年度分の負担金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の負担金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月13日から施行し、平成21年度分の負担金から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度分の負担金から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、平成27年度分の負担金から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し、平成30年度分の負担金から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の負担金から適用する。